



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

- ▽神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例及び神戸市立児童センター条例の施行期日を定める規則  
 [こども家庭局こども青少年課] 3073
- ▽神戸市立児童センター条例施行規則  
 [こども家庭局こども青少年課] 3074

## 告 示

- ▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等  
 [行財政局業務改革課] 3080
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（常本自治会）[企画調整局参画推進課] 3081
- ▽令和5年第1回定例市会の招集  
 [行財政局財務課] 3082
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 菅野23号線ほか）  
 [建設局道路管理課] 3083
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 榎谷川1号線ほか）  
 [建設局道路管理課] 3084
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 湊方面第82号線）  
 [建設局道路管理課] 3085
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局西部建設事務所] 3086
- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定  
 [福祉局保護課] 3088
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止  
 [福祉局保護課] 3089
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更  
 [福祉局保護課] 3090
- ▽生活保護法等による施術者の指定  
 [福祉局保護課] 3091
- ▽事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務の委託  
 [環境局環境創造課] 3092
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（小東野自治会）  
 [企画調整局参画推進課] 3093

- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定 [福祉局監査指導部] 3094
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定  
 [福祉局監査指導部] 3098
- ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定 [福祉局監査指導部] 3100
- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 3101
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止  
 [福祉局監査指導部] 3102
- ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止 [福祉局監査指導部] 3103
- ▽神戸市個人情報保護条例に基づく告示の廃止 [健康局地域医療課] 3104
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局西建設事務所] 3105

## 公 告

- ▽建築工事の完了（新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業の大橋7第2工区） [都市局地域整備推進課] 3107
- ▽所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条第1項に基づく公告  
 [建設局防災課] 3108
- ▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認  
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 3109
- ▽開発行為に関する工事の完了（北区菖蒲が丘1丁目） [都市局都市計画課] 3110

## 監 査 委 員

- ▽監査公表第13号 [監査事務局第1課] 3111

## 訂 正

- ▽令和4年11月29日付け神戸市公報第3786号中 [文化スポーツ局文化交流課] 3112

規 則
-----

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例及び神戸市立児童センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年2月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第53号

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例及び神戸市立児童センター条例の施行期日を定める規則

第1条 神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例（令和4年3月条例第36号）の施行期日は、令和5年2月6日とする。ただし、神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）第1条の次に1条を加える改正規定（第2号に係る部分に限る。）の施行期日は、令和5年2月11日とする。

第2条 神戸市立児童センター条例（令和4年3月条例第31号）の施行期日は、令和5年2月11日とする。

神戸市立児童センター条例施行規則をここに公布する。

令和5年2月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第54号

神戸市立児童センター条例施行規則

神戸市総合児童センター条例施行規則（昭和62年11月規則第46号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市立児童センター条例（令和4年3月条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（届出事項）

第3条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
- （2）入場券、受講券その他の施設（育成室、生活室、料理教室、音楽スタジオ、研修室及びホールに限る。）の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数
- （3）催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容

（独占的使用の禁止）

第4条 条例第8条に規定する規則で定める独占的な使用は、次に掲げるときとする。

- （1）条例第4条各号に掲げる施設及びその附属設備（以下「児童センターの施設」という。）で同一のものを引き続き3日を超えて使用するとき。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- （2）前号に掲げるもののほか、指定管理者が他の使用者の使用に支障があると認めるとき。

（附属設備及び駐車場の使用料）

第5条 条例別表第2号及び第3号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる

額とする。

(使用料の後納)

第6条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が公益上の目的で児童センターの施設を使用するとき。
- (2) 駐車場を使用する者が駐車場に係る使用料を納付するとき。
- (3) 市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、駐車場に係る使用料を除き、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるとき。 使用料の5割相当額の減額又は免除
- (2) 過半数が18歳未満の児童で構成される団体が、条例第1条に規定する目的のために使用する場合であって、市長が特に必要があると認めるとき。 免除
- (3) 条例別表第1号の備考に該当する場合において、市長が条例第1条に規定する目的の達成に特に役立つと認めるとき。 使用料の額と条例別表第1号の備考を適用した場合の使用料の額との差額相当額の減額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 市長がその都度定める額の減額又は免除

2 駐車場の使用料に係る条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

- (1) 児童センター及び神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）第1条第2項に定める神戸市こども家庭センターの施設の利用者が駐車場を使用したとき。 駐車場の使用料相当額のうち2時間以下の部分について

ての減額（駐車場の使用料相当額が2時間以下の場合にあっては、免除）

- (2) 前号に規定する場合において、次のいずれかに該当する者が駐車場を使用したとき。前号の規定にかかわらず、駐車場の使用料相当額のうち3時間以下の部分について減額（駐車場の使用料相当額が3時間以下の場合にあっては、免除）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転するとき。

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するとき。

（ア）身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種身体障害者とされているもの

（イ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のもの

（ウ）療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載された障害の程度がAのもの

- (3) 次のいずれかに該当する自動車を駐車するとき。免除

ア 指定管理者及び駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な自動車

イ 地方公共団体の職員が公務を遂行する上で駐車場の施設その他の公共施設を利用するため使用する自動車

- 3 前項第2号の規定による駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。

（使用料の返還）

第8条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、

次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰することのできない理由により施設を使用することができなくなったとき。 使用料の全額
  - (2) 指定管理者が、条例第15条第2項の規定により使用の許可を取り消したとき。 使用料の全額
  - (3) 使用者が、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日）の3月前（当該期日が第12条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日）までに指定管理者に申し出た場合で、使用の許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額
  - (4) 使用者が、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日）の1月前（当該期日が第12条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日）までに指定管理者に申し出た場合で、使用の許可の取消しを受けたとき。 使用料の5割相当額
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。 市長がその都度定める額
- (行為の禁止)

第9条 条例第17条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為
- (3) 児童センターの施設を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為
- (4) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙
- (5) 所定の場所以外の場所への立入り
- (6) 許可を受けないで広告類を掲出し、又はまき散らす行為
- (7) 許可を受けない寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が児童センターの管理上支障があると認める行為

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第10条 条例第21条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）
- (2) 事業計画書
- (3) 児童センターの管理に係る人員の配置計画に関する書類
- (4) 児童センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(開館時間)

第11条 児童センター（駐車場を除く。）の開館時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 午前9時30分から午後8時。ただし、プレイルーム、赤ちゃんルーム、造形スタジオ及び児童センターを利用する者の便益に供する施設にあつては、午前9時30分から午後5時までとする。
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下単に「休日」という。）にあつては、午前9時30分から午後5時までとする。

2 駐車場の使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

(休館日)

第12条 児童センター（駐車場を除く。）の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 月曜日（当該日が休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

2 駐車場の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(施行細目の委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年2月11日から施行する。

(指定管理者不在等期間における児童センターの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第4条第1号及び第2号、第7条第2項第3号ア、第8条第2号から第4号まで、第9条第8号並びに第12条第1項第3号、第2項第2号及び第3項の規定の適用については、第7条第2項第3号ア中「指定管理者及び駐車場の管理業務に携わる者」とあるのは、「駐車場の管理業務に携わる者」と、第4条第1号及び第2号、第8条第2号から第4号まで、第9条第8号並びに第12条第1項第3号、第2項第2号及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

別表 (第5条関係)

(1) 附属設備の使用料

附属設備	使用料
特殊照明設備	1式1回につき 1,500円
プロジェクター	1式1回につき 1,500円
グランドピアノ	1式1回につき 4,000円

(2) 駐車場の使用料

自動車の種類	使用料
普通自動車	1台20分につき 100円

備考 この表において「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。



## 告 示

神戸市告示第 647 号

神戸市公印規則（昭和 52 年 3 月規則第 111 号）第 8 条第 1 項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
介護保険給付費返還金督促状	区長の印	52	れい書	方12

## 神戸市告示第648号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月3日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

常本自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市西区平野町常本260番地の1

## (3) 代表者の氏名

橋本 直行

## (4) 代表者の住所

神戸市西区平野町常本483番地の1

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「中部 義昭」を「橋本 直行」に改める。

## (2) 代表者の住所

「神戸市西区平野町常本201番地」を「神戸市西区平野町常本483番地の1」に改める。

## 3 変更の年月日

令和5年1月8日

神戸市告示第649号

令和5年2月13日神戸市役所内に第1回定例会を招集する。

令和5年2月6日

神戸市長 久元喜造

## 神戸市告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年2月10日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年2月23日まで一般の縦覧に供する。

令和5年2月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	菅野23号線	神戸市西区櫛谷町菅野字上川原428番3地先から 神戸市西区櫛谷町菅野字宇野手1234地先まで	379.50	最大 10.90 最小 5.00
	菅野24号線	神戸市西区櫛谷町菅野字上川原1193地先から 神戸市西区櫛谷町菅野字宇野手620番5地先まで	550.60	最大 21.50 最小 4.00
	菅野栃木線	神戸市西区櫛谷町菅野字上井1116地先から 神戸市西区榎野台2丁目57番地先まで	1148.60	最大 15.10 最小 6.00

神戸市告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年2月10日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年2月23日まで一般の縦覧に供する。

令和5年2月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	櫛谷川1号線	神戸市西区櫛谷町菅野字上川原1192番2地先から 神戸市西区櫛谷町菅野字野手1273番地先まで	新	211.00	最大 11.50 最小 5.00
			旧	207.00	最大 4.00 最小 4.00
	櫛谷村第7号線	神戸市西区櫛谷町菅野字野手1267地先から 神戸市西区櫛谷町菅野字野手559番1地先まで	新	87.20	最大 5.40 最小 5.40
			旧	88.30	最大 2.50 最小 2.00

## 神戸市告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年2月10日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年2月23日まで一般の縦覧に供する。

令和5年2月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	湊方面第82号線	神戸市兵庫区滝山町530番4地先から 神戸市兵庫区滝山町530番4地先まで	新	26.90	最大 15.10 最小 11.40
			旧	26.90	最大 6.00 最小 4.60

## 神戸市告示第661号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

## 別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車	令和5年1月10日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車	令和5年1月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車	令和5年1月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車	令和5年1月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 29台 原動機付自転車		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車	令和5年1月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車	令和5年1月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 24台 原動機付自転車 2台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車	令和5年1月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和5年1月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 22台 原動機付自転車 1台		



## 神戸市告示第662号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
まるぐちスキンクリニック	神戸市灘区永手町3丁目4番4号	令和5年1月1日
ほそい眼科	神戸市灘区記田町2丁目3番13号	令和5年1月1日
医療法人社団小林こころのクリニック	神戸市西区糺台5丁目6番3号	令和5年1月1日
本町草部歯科医院	神戸市兵庫区本町1丁目4番7号	令和5年1月1日
キリン堂薬局 新多聞店	神戸市垂水区本多聞4丁目1番258号	令和5年2月1日
うらら訪問看護ステーション	神戸市西区白水2丁目3番21号	令和4年11月23日

## 神戸市告示第663号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
ほそい眼科	神戸市灘区記田町2丁目3番13号	令和4年12月31日
まるぐち皮膚科医院	神戸市灘区永手町3丁目4番4号	令和4年12月31日
内科小児科天王寺医院	神戸市垂水区小東山3丁目2番2号	令和4年12月31日
医療法人社団小林こころのクリニック	神戸市西区糺台5丁目6番3号	令和4年12月31日
福嶋歯科医院	神戸市兵庫区本町1丁目4番7号	令和4年12月31日
向平調剤薬局夢野店	神戸市兵庫区湊川町6丁目10番12号	令和5年1月3日
うらら訪問看護ステーション	神戸市西区宮下2丁目6番20号	令和4年11月22日

## 神戸市告示第664号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
朱史ケアセンター	(新)神戸市中央区二宮町3丁目13番4号 (旧)神戸市中央区二宮町4丁目23番7号	朱史株式会社	神戸市東灘区本山北町4丁目9番6号	平成29年4月1日	訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問サービス
ケアプランセンターらん	(新)神戸市中央区下山手通6丁目1番4号 (旧)神戸市中央区中山手通4丁目10番3号	医療法人社団鳳光会	神戸市中央区中山手通4丁目1番11号	令和4年5月1日	居宅介護支援

## 神戸市告示第665号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

## 1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
まごころマッサージ院	佐藤 亮太郎	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和5年1月10日

## 2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
わたなべ鍼灸院	近藤 貴文	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目1番10号	令和5年1月1日
なかむら整骨院	中村 慎介	神戸市灘区永手町5丁目7番8号	令和4年8月1日
まごころマッサージ院	佐藤 亮太郎	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和5年1月10日

## 3 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
なかむら整骨院	中村 慎介	神戸市灘区永手町5丁目7-8	令和4年8月1日

## 神戸市告示第666号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務を次の者に委託する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

## 1 委託先

名称	所在地
有限会社舞子運送	神戸市垂水区西舞子4丁目6番10号

## 2 委託期間

令和5年2月2日から令和5年3月31日まで

## 神戸市告示第667号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

小束野自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市西区神出町小束野7番地の21

## (3) 代表者の氏名

川崎 隆雄

## (4) 代表者の住所

神戸市西区神出町小束野7番地の21

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 主たる事務所

「神戸市西区神出町小束野48番地の1」を「神戸市西区神出町小束野7番地の21」に改める。

## (2) 代表者の氏名

「大西 光男」を「川崎 隆雄」に改める。

## (3) 代表者の住所

「神戸市西区神出町小束野48番地の1」を「神戸市西区神出町小束野7番地の21」に改める。

## 3 変更の年月日

令和5年1月15日

神戸市告示第 668 号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2860590500	神戸百年記念病院附属訪問看護ステーションすこやか	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号	医療法人社団顕鐘会	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号	令和5年2月1日	介護予防訪問看護
2860590500	神戸百年記念病院附属訪問看護ステーションすこやか	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号	医療法人社団顕鐘会	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号	令和5年2月1日	訪問看護
2865190637	訪問看護ステーションさくらみちデュオ	兵庫県神戸市中央区中町通3丁目1-15-902	株式会社リンクル	兵庫県神戸市灘区神ノ木通3丁目3番16号Yコート神ノ木1階	令和5年2月1日	介護予防訪問看護
2865190637	訪問看護ステーションさくらみちデュオ	兵庫県神戸市中央区中町通3丁目1-15-902	株式会社リンクル	兵庫県神戸市灘区神ノ木通3丁目3番16号Yコート神ノ木1階	令和5年2月1日	訪問看護
2870103815	デイサービスりんくはつらつ館	兵庫県神戸市東灘区本山中町2丁目2番7号ロイヤルコート本山1F	株式会社ヤマウチ	香川県高松市田村町397番地	令和5年2月1日	通所介護

2870503931	ケアプランセンター十人十色 神戸	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1-39 インペリアル101号	コンフィット株式会社	兵庫県宝塚市小林5丁目5-47	令和5年2月1日	居宅介護支援
2870503949	訪問介護アプリコット	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目1番18号	株式会社杏花	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目1番18号	令和5年2月1日	訪問介護
2870603707	パワーリハみくら	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205-1 Soleadoみくら	株式会社ニッシンケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通4丁目9番5号	令和5年2月1日	通所介護
2870603715	ロジケアながた	兵庫県神戸市長田区長楽町2丁目3-8 内海ビル1F	株式会社ロジケア	兵庫県芦屋市大原町4番10号	令和5年2月1日	訪問介護
2870603723	ニッシンケアサービスみくら	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205-1	株式会社ニッシンケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通4丁目9番5号	令和5年2月1日	訪問介護
2870703531	株式会社ライフワークス	兵庫県神戸市須磨区車字道谷山3-9	株式会社ライフワークス	兵庫県神戸市西区南別府4丁目204番地の1 グリーンヴィレッジ南別府E-201号	令和5年2月1日	介護予防福祉用具貸与
2870703531	株式会社ライフワークス	兵庫県神戸市須磨区車字道谷山3-9	株式会社ライフワークス	兵庫県神戸市西区南別府4丁目204番地の1 グリーンヴィレッジ南別府E-201号	令和5年2月1日	特定介護予防福祉用具販売



2870703531	株式会社ライフワークス	兵庫県神戸市須磨区車字道谷山3-9	株式会社ライフワークス	兵庫県神戸市西区南別府4丁目204番地の1グリーンヴィレッジ南別府E-201号	令和5年2月1日	特定福祉用具販売
2870703531	株式会社ライフワークス	兵庫県神戸市須磨区車字道谷山3-9	株式会社ライフワークス	兵庫県神戸市西区南別府4丁目204番地の1グリーンヴィレッジ南別府E-201号	令和5年2月1日	福祉用具貸与
2870804602	訪問介護ステーションアリビオ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町1丁目994-6 山陽塩屋高架下店舗	医療法人社団やない外科胃腸科	兵庫県西脇市下戸田274番地の2	令和5年2月1日	訪問介護
2875104388	Helper base. ハノケア	兵庫県神戸市中央区中山手通1丁目15番7号東門エースタウンビル502号室	合同会社hanocare	兵庫県神戸市中央区中山手通1丁目17番6号	令和5年2月1日	訪問介護
2875205201	介護ショップもも	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103	株式会社momokichi	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103番地	令和5年2月1日	介護予防福祉用具貸与
2875205201	介護ショップもも	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103	株式会社momokichi	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103番地	令和5年2月1日	特定介護予防福祉用具販売

2875205201	介護ショップもも	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103	株式会社momochi	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103番地	令和5年2月1日	特定福祉用具販売
2875205201	介護ショップもも	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103	株式会社momochi	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103番地	令和5年2月1日	福祉用具貸与

## 神戸市告示第669号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870503949	訪問介護アブリコット	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目1番18号	株式会社杏花	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目1番18号	令和5年2月1日	介護予防訪問サービス
2870603707	パワーリハみくら	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205-1 Soleadoみくら	株式会社ニッシンケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通4丁目9番5号	令和5年2月1日	介護予防通所サービス
2870603715	ロジケアながた	兵庫県神戸市長田区長楽町2丁目3-8 内 海ビル1F	株式会社ロジケア	兵庫県芦屋市大原町4番10号	令和5年2月1日	介護予防訪問サービス
2870603723	ニッシンケアサービスみくら	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205-1	株式会社ニッシンケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通4丁目9番5号	令和5年2月1日	介護予防訪問サービス
2870603723	ニッシンケアサービスみくら	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205-1	株式会社ニッシンケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通4丁目9番5号	令和5年2月1日	生活支援訪問サービス
2870804602	訪問介護ステーションアリビオ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町1丁目994-6 山陽塩屋高架下店舗	医療法人社団やない外科胃腸科	兵庫県西脇市下戸田274番地の2	令和5年2月1日	介護予防訪問サービス

2870804602	訪問介護ステーション アリビオ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町1丁目994-6 山陽塩屋高架下店舗	医療法人社団やない外科胃腸科	兵庫県西脇市下戸田274番地の2	令和5年2月1日	生活支援訪問サービス
2875104388	Helper base. ハノケア	兵庫県神戸市中央区中山手通1丁目15番7号 東門エースタウンビル502号室	合同会社hanocare	兵庫県神戸市中央区中山手通1丁目17番6号	令和5年2月1日	介護予防訪問サービス
2875104388	Helper base. ハノケア	兵庫県神戸市中央区中山手通1丁目15番7号 東門エースタウンビル502号室	合同会社hanocare	兵庫県神戸市中央区中山手通1丁目17番6号	令和5年2月1日	生活支援訪問サービス

## 神戸市告示第 670 号

次の事業者について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項本文の事業者の指定をしたので、同法第 78 条の 11 の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870202096	アースサポート神戸灘	兵庫県神戸市灘区将軍通三丁目 4 番 19 号	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町 1 - 4 - 14	令和 5 年 2 月 1 日	地域密着型通所介護

## 神戸市告示第671号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定により告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2875100311	株式会社ポート・リハビリサービス 営業本部居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市中央区中山手通3丁目4番6号 エイコー山手プラザ3F	株式会社ポート・リハビリサービス	兵庫県神戸市中央区中山手通3-4-6 エイコー山手プラザ3F	令和5年1月10日	居宅介護支援
2870502834	コウダイケアサービス 兵庫居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市兵庫区荒田町2丁目20-1105	コウダイケアサービス株式会社	兵庫県神戸市中央区八幡通三丁目1番14号 サンシポートビル3F	令和5年1月14日	居宅介護支援
2870703473	訪問介護ソラ	兵庫県神戸市須磨区松風町3-1-907	合同会社SORA	兵庫県神戸市長田区大橋町10-2-7-101	令和5年1月15日	訪問介護
2870102601	デイサービスセンター The SPAN 甲南山手ANEX	兵庫県神戸市東灘区本山中町1丁目15番7号	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木1丁目1番3号	令和5年1月31日	通所介護
2870103088	デイサービスりんくはつらつ館	兵庫県神戸市東灘区本山中町二丁目2番7号 ロイヤルコート本山1F	株式会社ウエルネスフロンティア	東京都墨田区江東橋四丁目26番5号	令和5年1月31日	通所介護
2870202096	アースサポート神戸灘	兵庫県神戸市灘区将軍通三丁目4番19号	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	令和5年1月31日	通所介護
2870602113	サポートセンターあくあ	兵庫県神戸市長田区川西通5丁目101番1号 共栄ビル207	株式会社ケアコア	兵庫県神戸市長田区川西通5丁目101番1号 共栄ビル207	令和5年1月31日	居宅介護支援
2870602113	サポートセンターあくあ	兵庫県神戸市長田区川西通5丁目101番1号 共栄ビル207	株式会社ケアコア	兵庫県神戸市長田区川西通5丁目101番1号 共栄ビル207	令和5年1月31日	訪問介護

## 神戸市告示第672号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870703473	訪問介護ソラ	兵庫県神戸市須磨区松風町3-1-907	合同会社SORA	兵庫県神戸市長田区大橋町10-2-7-101	令和5年1月15日	介護予防訪問サービス
2870102601	デイサービスセンター The SPA 甲南山手 ANNEXT	兵庫県神戸市東灘区本山中町1丁目15番7号	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木1丁目1番3号	令和5年1月31日	介護予防通所サービス
2870602113	サポートセンターあくあ	兵庫県神戸市長田区川西通5丁目101番1号共栄ビル207	株式会社ケアコア	兵庫県神戸市長田区川西通5丁目101番1号共栄ビル207	令和5年1月31日	介護予防訪問サービス
2870602113	サポートセンターあくあ	兵庫県神戸市長田区川西通5丁目101番1号共栄ビル207	株式会社ケアコア	兵庫県神戸市長田区川西通5丁目101番1号共栄ビル207	令和5年1月31日	生活支援訪問サービス
2875102853	運動施設・デイサービス ぷうす	兵庫県神戸市中央区北長狭通3丁目11-2	有限会社ワールドメディカル	兵庫県神戸市中央区北長狭通2-6-5賢安ビル3F	令和5年1月31日	介護予防通所サービス

## 神戸市告示第673号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2875102853	運動施設・デイサービス ふうす	兵庫県神戸市中央区北長狭通3丁目11-2	有限会社ワールドメディカル	兵庫県神戸市中央区北長狭通2-6-5 賢安ビル3F	令和5年1月31日	地域密着型通所介護



神戸市告示第674号

神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第21条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報等を定めた平成29年8月神戸市告示第366号は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

## 神戸市告示第 675 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ）土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年1月24日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 4 台	令和5年1月24日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 4 台	令和5年1月26日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	原付 1 台	令和5年1月26日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年1月12日	
	学園都市駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 2 台	令和5年1月12日	
		原付 1 台	令和5年1月12日	

## 公 告

## 神戸市公告

神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業の大橋7第2工区に係る施設建築物の建築工事が令和5年1月31日に完了しましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の17の規定により公告します。

令和5年2月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

## 神戸市公告

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第2条に規定する所有者不明土地について、同法第38条第1項に規定する管理不全所有者不明土地と認められるため、同法第40条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年2月9日

神戸市長 久元喜造

## 1 対象となる土地の所在地

所在地 神戸市灘区篠原台 995-352

用途 山林

所在地 神戸市灘区篠原台 995-280

用途 山林

所在地 神戸市灘区篠原台 995-366

用途 山林

## 2 所有者等が行うべき措置の内容

周辺に土砂が流出しないようにする等、災害等防止措置を講じること。

## 3 措置の期限

令和5年3月9日

期限までに措置が履行されない場合、神戸市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行います。

## 4 代執行の時期

令和5年3月10日から令和5年3月31日まで

## 5 代執行責任者

神戸市建設局防災課六甲山防災担当課長 伊賀 元泰

## 6 代執行に要する費用の概算見積額

約2,500,000円

## 7 残地物件等の取扱い

市長等が当該所有者不明土地の災害等防止措置を行う場合、当該敷地内に残置されている残置物等が措置の弊害になる場合は、敷地内等の適切な場所に移動します。

問い合わせ先

神戸市建設局防災課

住所 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号神戸商工貿易センタービル19階

電話 078-595-6357

FAX 078-595-6349

## 神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和5年2月21日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-15号	令和5年1月27日	神戸市垂水区泉が丘4丁目1439番10のうち	69.0	4.0

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年2月21日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区菖蒲が丘1丁目578番1、534番118、578番15の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県尼崎市昭和南通5丁目69番1

有限会社 シティリサーチ

代表取締役 岡本 達治

3 許可番号

令和4年8月18日 第8067号

（変更許可 令和4年12月9日 第2032号）

（変更許可 令和4年12月16日 第2033号）

## 監査委員

監査公表第13号

令和5年2月21日

神戸市監査委員

細川明子

同

藤原武光

同

山本嘉彦

同

よこはた和幸

## 監査公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、令和5年2月6日に包括外部監査人 森山 恭太 から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別紙のとおり公表します。



訂 正
-----

令和4年11月29日付け神戸市公報第3786号に掲載の神戸アートビレッジセンター条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年11月規則第38号）について、表記に誤りがありましたので次のとおり訂正します。

（2521頁 表中）

[誤]

第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(8) [略]

(9) 新開地アートひろば条例（平成8年4月条例第14号）第1条に規定する新開地アートひろば

(10)～(44) [略]

第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(8) [略]

(9) 神戸アートビレッジセンター条例（平成8年4月条例第14号）第1条に規定する神戸アートビレッジセンター

(10)～(44) [略]

[正]

第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(7) [略]

(8) 新開地アートひろば条例（平成8年4月条例第14号）第1条に規定する新開地アートひろば

(9)～(44) [略]

第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(7) [略]

(8) 神戸アートビレッジセンター条例（平成8年4月条例第14号）第1条に規定する神戸アートビレッジセンター

(9)～(44) [略]

